

「第12節 東京湾の再生につながる広域的な取組」

【基本計画 第2章第12節】

三番瀬は、流入する河川の流域や東京湾を通じて広く陸域と海域の影響を受けています。河川等を通じてもたらされる汚濁負荷は赤潮・青潮の発生原因となっており、東京湾全体の問題となっています。

このことから、三番瀬の再生を進めるとともに、国をはじめ、東京湾に流入する河川の流域や東京湾周辺の自治体等と連携を強化して取り組むことが必要です。

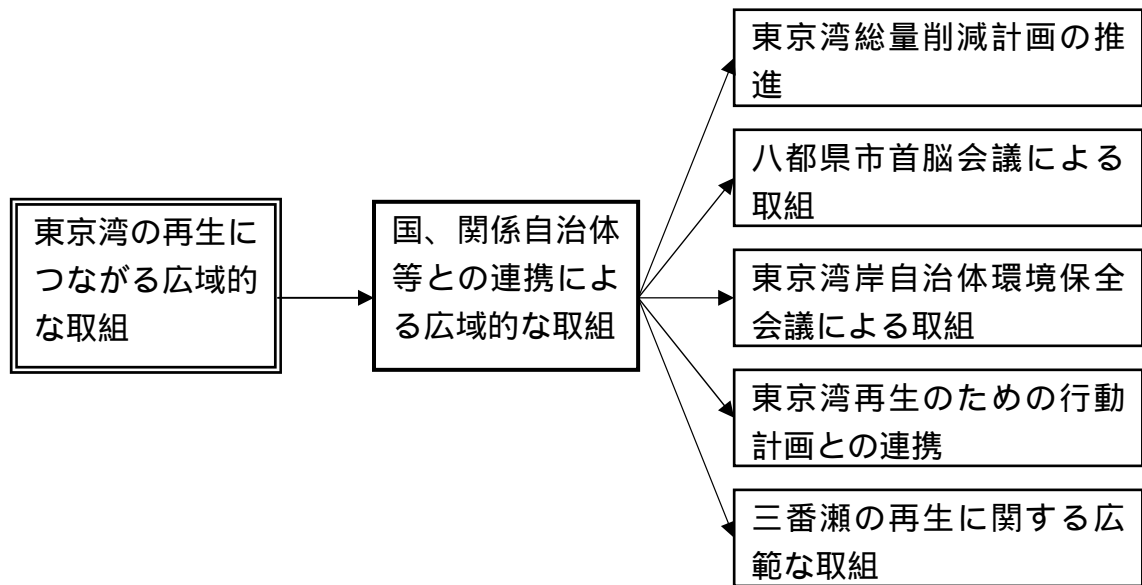
そのため、関係自治体、地域住民等と交流・連携を深め、これまでの広域的な取組を継続するとともに、これまで以上に主体的な役割を担い、三番瀬の再生から東京湾の再生へつながる広域的な取組を目指します。

【第1次事業計画の目標】

三番瀬の再生を通じて、東京湾の再生につながる関係自治体等との連携による広域的な取組へと結びつけていくことが重要です。

このため、一都三県、八都県市首脳会議による連携や、東京湾岸自治体の活動等を通して、東京湾の水質改善の取組や流域住民への啓発・イベントなどを継続して実施していきます。

【施策の体系図】



【計画事業】

事業名	事業内容
<p>1 国、関係自治体等との連携による広域的な取組</p>	<p>5か年の目標：東京湾の再生につながる広域的な取組</p> <p>東京湾は、河川等を通じてもたらされる窒素、りんなどによる富栄養化が著しく、赤潮や青潮が発生するなど、湾全体の問題となっています。</p> <p>このため、東京湾の再生には、汚濁負荷量の削減による流入河川の水質改善をはじめとする様々な対策が必要であり、これまで以上に河川流域や東京湾周辺の自治体と連携して、広域的な取組を行います。</p> <p>このことによって、三番瀬の再生に資するとともに、東京湾内に残された貴重な自然としての三番瀬の重要性を周知します。</p> <p>(1) 東京湾総量削減計画の推進 一都三県が連携し、水質汚濁防止法に基づき、策定した東京湾総量削減計画により、化学的酸素要求量(COD)、窒素、りんの負荷量の削減を進めていきます。</p> <p>(2) 八都県市首脳会議による取組 八都県市首脳会議の水質改善専門部会では、これまで、国の環境関連の法整備にさきがけて、東京湾の富栄養化防止対策等を実施してきたところですが、引き続き、東京湾の必要な水質改善対策に取り組んでいきます。</p> <p>(3) 東京湾岸自治体環境保全会議による取組 東京湾岸自治体(1都2県16市1町6特別区)では、東京湾の水質改善等を図ることを目的に、研修会や湾岸住民への環境保全に係る啓発・イベントなどを実施します。</p> <p>また、東京湾岸自治体を媒体としたネットワークの活用により、広域的な環境保全への取組や水質情報の収集等を行います。</p> <p>(4) 東京湾再生のための行動計画との連携</p>

<p>(継続的事業)</p>	<p>国土交通省等の関係省庁や関係都県市において策定された行動計画に基づき、陸域負荷削減策、海域における環境改善対策等を実施します。</p> <p>(5) 三番瀬の再生に関する広範な取組</p> <p>上記の取組に加えて、県内や他都県の類似事例との交流会の開催、河川上流との経済的社会的交流の強化等、広域的な連携を図るための広範な取組を企画し、実施します。</p>
------------------	--

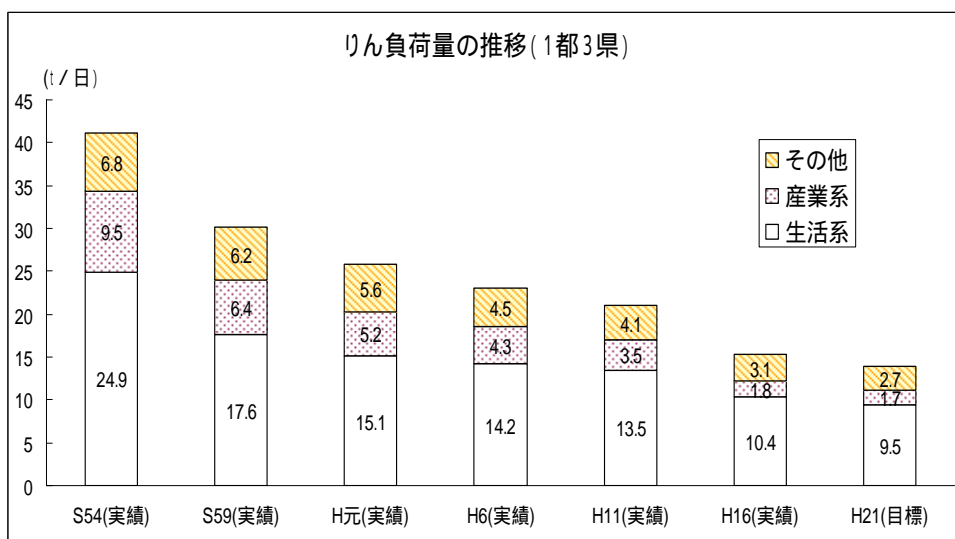
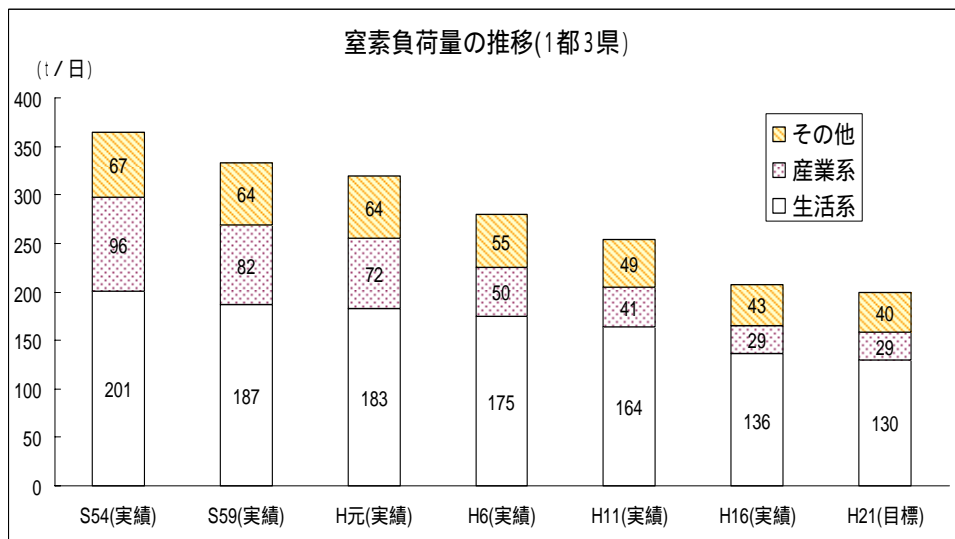


図 2 - 1 2 - 1 東京湾に流入する汚濁負荷量の経年変化
(1都3県合計)